

申 入 書

2025（令和7）年12月19日

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目36-12

サンカテリーナビル6階 10号

株式会社シンセツ 代表取締役 高橋英貴 様

〒320-0024

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山 口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

Eメール cont@tochigilink.org

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社が使用されている通信販売申込書「利用規約」（以下「本件規約」という。）には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がございました。

つきましては、下記に述べるとおり申し入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2026年1月20日までに上記連絡先宛に書面

にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

1 申入れの対象、第11条（解約）条項

第11条（解約）

- 1、ユーザーの自己都合により中途解約を申し出た場合、第5条の各々料金に
応じて、その料金の50%を解約手数料として差引き、残り50%をサポート
日数で日割り計算した金額を返金するものとする。
- 2、ユーザーの自己都合により、本サービス開始（契約日から）8日以内に
解約する場合は、入金額の30%を返金するものとする。

2 申入れの趣旨

- (1) 本件規約11条1項について、「その料金の50%を解約手数料として差引き、残り50%を」を削除することを求めます。
- (2) 同条2項について、削除することを求めます。

3 申入れの理由

貴社は、料金プランについて、サポート日数や商品内容ごとに、Plan1（サポート日数30日間、販売価格10万円）からPlan9（サポート日数90日間、販売価格500万円）を設け、サポート日数内に解約をすると第11条1項、2項に基づいて返金をするにすぎず、返金対象ではない金銭については解約手数料などの名目で消費者に負担させる規定を設けています。

しかし、本サービス開始後の解約に伴う損害としては、教材費、指導料等の実稼働に要した費用しか想定できません。それにも関わらず、① 本サービス開始日から8日以内に解約する場合には一律30%、② それ以降については、50%

を解約手数料として差引き、残り 50% をサポート日数で日割り計算した金額を解約手数料として発生する根拠があるとは考えられません。

「本サービス開始日」から「解約日」までの期間に相当する日割り代金額が損害として捉えられるにすぎず、平均的損害としては、

「販売価格×「本サービス開始日」から「解約日」までの期間／サポート期間」により算出される金額しか平均的損害であるとは考えられません。

したがって、本件規約 11 条 1 項、2 項は、消費者契約法 9 条 1 項 1 号により無効となり得ます。

以上